

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの使用許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第3条第1項 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例施行規則 第9条第1項	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	<p>(根拠条文)</p> <p>センター(駐車場を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第3条第1項)</p> <p>使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例施行規則第9条第1項)</p> <p>(基準)</p> <p>○市長は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。</p> <p>(1) 天然芝フィールド、人工芝フィールド、会議室、ミーティングルーム及びロッカールーム 使用しようとする日前14日</p> <p>(2) フットサルフィールド、スポーツ広場及び多目的室 使用しようとする日前7日</p> <p>市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由があった場合において、使用の許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用の許可の変更を承認することができる。</p> <p style="text-align: center;">(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例施行規則第9条第2項、第3項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日もしくは2日
	標準処理期間を設定できない理由	